

逗子市総合計画の一部改定に関するパブリックコメント結果

■パブリックコメント

○実施期間:令和2年1月7日～2月5日

○意見提出者:1名

○意見数:7件

○意見内容の概要

意見区分	件数
① 本改定案について	2
② 改定の趣旨について	2
③ 改定の手続きについて	1
④ その他改定や市の取り組みについて	2
合計	7

○市の対応区分

対応区分	件数
○ 意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの	0
□ 案に反映済みであるもの	1
■ 意見を反映させず、案どおりにしたもの	1
▲ その他	5
合計	7

【対応区分】

○:意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの

□:案に反映済みであるもの

■:意見を反映させず、案どおりにしたもの

▲:その他

番号	意見区分	意見（※一部表記を企画課において修正）	対応区分	市の見解
1	① 本改定案について	特に「土地利用の方針」の中で「商業地」について「景観や周辺の住環境との調和と防災・減災に配慮しながら <u>一定程度の面積利用・高度利用など</u> 」を図ることが書かれているのは、地球温暖化阻止に反することであり、下線部分の削除が望まれる。本市の「景観」や「住環境」は、強引な開発、建築などで限界に達しているものである。眺望、通風、気温などどれも限界にあり、それを超えることは許されない。	■	本改定案においては、まちの活力を高める観点から土地利用方針の一部改定をしていますが、神奈川県都市計画区域の整備、開発及び保全の方針や逗子市住環境形成計画の考え方と整合を図りつつ、本改定案にあるように「景観や周辺の住環境との調和と防災・減災に配慮しながら」と明記しています。
2	① 本改定案について	年の記載は、西暦と和暦の併記になるようお願いします。	□	本改定案をはじめ、逗子市総合計画は西暦と和暦を併記しています。
3	② 改定の趣旨について	「改定の趣旨」として書かれている中で、「市長が市政運営にあたって重点を置いている取り組みを着実に推進すべく、総合計画に位置付けるため、現総合計画を一部改定するものです」という観点には快く賛同することができない。これが「平成30年12月に市長が交代しました」ということによるものであり、市民提案によるものでもなく、何年かごとの見直しによるものでもないからであり、不快感も覚える。	▲	市長が交代したことによる方針の変更は、行政の継続性を保つ中であっても、当然あり得ることだと考えます。総合計画の改定についても、方針の変更に準じて行うものです。
4	② 改定の趣旨について	この改定案は、従来の総合計画に付け加える緊要な事柄を書くことにとどめるべきである。市長交代で市長一存で改定するなどもってのほかである。	▲	本改定案は、現計画を踏襲する中で、市長が市政運営にあたって重点を置いている取り組みを着実に推進すべく、位置付けるものです。
5	③ 改定の手続きについて	市長が交代してどうしても改定を要するという急ぐ課題への対応が必要なら改定はありうるものである。しかし、これには手続きが正当でなければならない。これには本市における地方自治を念頭に進めるべきことである。その自治をまっとうに進めるべきところ、改定について総合計画審議会に諮問してからその会議が令和元年度に3回開催されただけで改定が答申されてしまっている。粗製と言わざるを得ない。それは、この中に含まれているまちづくり基本計画の策定に市民が年度を超えて100人規模で参画した点からも、明らかである。総合計画審議会の構成も市民意見の反映のためには不足であり改善を要するものである。今般の改正案を作るのに市民意見を反映したいがどうしたらいいか、という問いかけは市長から市民へなかったのではないか。市民が周知されないまま改定案が作られていくようなことは厳に避けるべきである。	▲	改定の手続きにつきましては、逗子市市民参加条例に則り、市民参加の対象事項に関する市民参加の方法等について、市民参加制度審査会の審査において「適当」と評価された手続きをとっております。 また、本改正案については、土地利用の方針の一部の改正を含んでおります。総合計画は、まちづくり基本計画と一体化しており、さらにまちづくり基本計画は都市計画マスタープランを包含していることから、総合計画審議会の審議に先立ち、次の手続きを行いました。 ・ 改定案の告示（令和元年9月30日） ・ 改定案の縦覧（令和元年10月1日～10月31日） ※意見提出なし ・ 都市計画審議会での審議（令和元年11月14日） ・ まちづくり審議会での審議（令和元年12月3日）

【対応区分】

○：意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの □：案に反映済みであるもの ■：意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲：その他

番号	意見区分	意見（※一部表記を企画課において修正）	対応区分	市の見解
6	④ その他改定や市の取り組みについて	国などの方針に盲従するのではなく適正な地方自治の発想を持つことは重要である。その点で、たとえば池子米軍用地の早期返還や地球温暖化対策などを進めるべきであり、後者のためには緑地保全や緑化や道路などの舗装の通水性や冷暖房のいらぬ建築などの記述もあってよいではなかったか。	▲	ご指摘のとおり、適正な地方自治の発想を持つことは重要であると考えます。本改定案の中においても、逗子市の課題に沿った取り組みを位置付けております。
7	④ その他改定や市の取り組みについて	少子高齢化や産業停滞・劣化や暴力団対策など、本市の課題について衆知を集めて検討すべき課題への姿勢が不十分ではないか。市長自身の給与削減の努力は多とするが、それだけでは財政再建に不足なことは言うまでもない。総合計画を改定しなくてもできることがあればそのような課題への取り組みも進めるべきであろう。	▲	本改定案は、市長が市政運営にあたって重点を置いている取り組みを着実に推進させるために総合計画に位置付けるものですが、市民をはじめ、民間事業者や大学や研究機関など多様な主体との連携しながら、本市の課題について取り組みを進めてまいります。

【対応区分】

○：意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの

□：案に反映済みであるもの

■：意見を反映させず、案どおりにしたもの

▲：その他